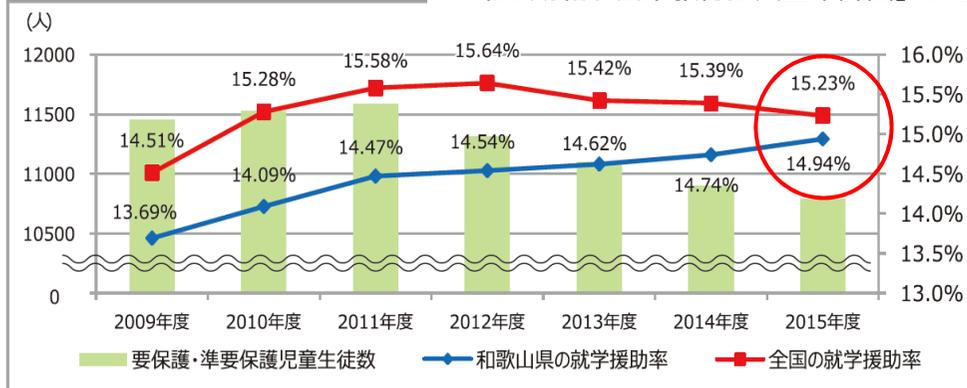


教育委員会が行う教育の支援

資料2

■ 本県の要保護・準要保護児童生徒数と就学援助を受けた児童生徒割合の推移

「第3期和歌山県教育振興基本計画」から



* **要保護児童生徒**とは、保護者が生活保護法に規定する要保護者である場合。**準要保護児童生徒**とは、保護者が要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合。

■ 経済的困難世帯

「和歌山県子供の生活実態調査結果報告書」から

	件数	%
経済的困難世帯	1,168	17.4
非困難世帯	5,548	82.6

* **経済的困難世帯**とは、生活必需品の購入困難、料金等の支払い困難、生活必需品の非所有のいずれか1つ以上が該当する世帯

貧困世帯の主な課題

対策・支援

経済的支援

-食料や衣服で困窮経験-

進学

-高校・大学等進学率-

学力

-学力にばらつき-

中途退学

-高い中退率-

◇要保護・準要保護児童生徒援助費補助金
 ◇高等学校等就学支援金
 ◇高校生等就学給付金 ◇修学奨励金（奨学金）

【別紙①】

◇大学生等進学給付金
 ◇修学奨励金（進学助成金）

◇補充学習の充実
 ◇子どもの居場所づくり 【別紙②】

◇教育相談体制の充実 ◇転編入の弾力化
 ◇学び直し講座 【別紙③】

教育委員会で実施している支援金・奨学金

目的

低所得世帯の子供たちが安心して学ぶために

内容

安心して義務教育を受けるために

①要保護児童生徒・準要保護児童生徒援助費補助金

経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対し、費用を援助します。

安心して高等学校等で学ぶために

②高等学校等就学支援金

公立高等学校の授業料(私立は授業料の一部)の負担が不要となります。

③高校生等奨学給付金

通学やクラブ活動、修学旅行等に必要な費用を給付します。

④修学奨励金(奨学金)

高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸与します。

安心して大学等へ進学するために

⑤大学生等進学給付金

大学卒業後に和歌山県に居住する者に年間60万円を4年間給付します。(選考検査有り)

支援金等の給付実績

- ・生活保護受給世帯は、全世帯の約3%であり、微増しながら推移
- ・小中学生を対象とした就学援助は、県下の小中学生の約15%が受給
- ・高校生等を対象とした奨学給付金は、県下の高校生の約20%が受給

【参考】

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
県全世帯数に対する生活保護受給世帯割合	3.04%	3.16%	3.22%	3.22%	3.21%
就学援助率(要保護・準要保護)【①】	14.74%	14.94%	15.10%	15.38%	
高校生等奨学給付金給付割合【③】	22.86%	22.48%	20.64%	20.55%	19.04%
修学奨励事業(奨学金)貸与割合【④】	2.13%	1.92%	1.71%	1.48%	1.28%

* 高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金については、通信制を除く対象生徒の割合

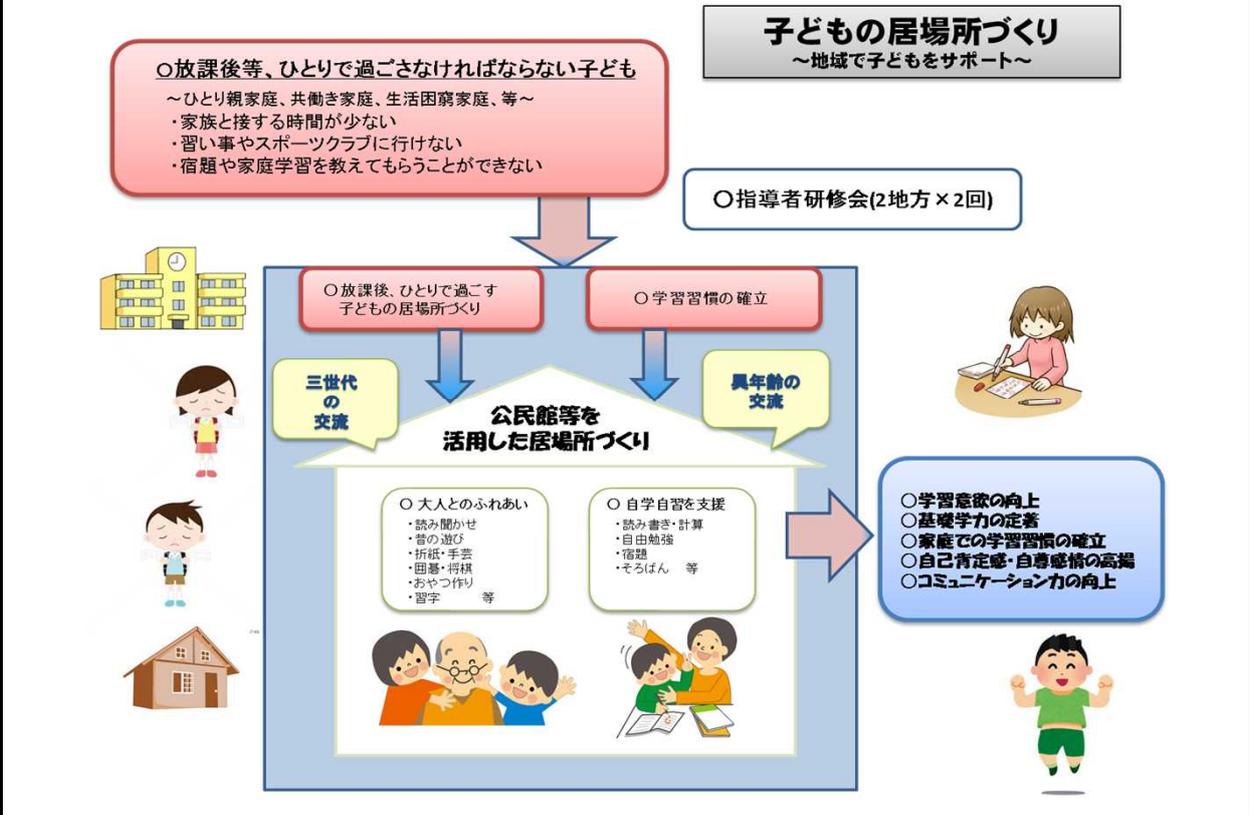
* 高校生等奨学給付金、修学奨励事業(奨学金)のH30年度については暫定値

「子どもの居場所づくり」推進事業

目的
 放課後等、ひとりで過ごさなければならない子供の居場所を作り、学習意欲の向上や学習習慣の確立、自己肯定感・自尊感情の高揚、コミュニケーション力の向上等を図る。
 将来の夢と希望の実現に向けてよりよく生きようとする態度を醸成し、貧困の負の連鎖を断ち切る。

内容
 主に小学校4年生から6年生の児童を対象に、学校の空き教室や公民館等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習支援や地域の大人との交流活動の機会を継続的・定期的に提供する。

※国庫補助事業 負担率：国 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3



- 和歌山県子供の生活実態調査結果から
 - ・ 経済的な理由で、子どもの塾や習い事ができなかったこと（保護者回答）
 あった：全体の平均……（小5）25.4%、（中2）23.1%
 経済的困難世帯……（小5）62.7%、（中2）61.4%
 - ・ お子さんに大学生、地域の人などが、勉強を無料で教えてくれる場所（保護者回答）
 利用したい：全体の平均……（小5）70.0%、（中2）69.1%
 経済的困難世帯……（小5）78.1%、（中2）78.3%
- 子どもの居場所開設箇所数
 - ・ H28年度 23市町 59箇所
 - ・ H29年度 25市町村 77箇所
 - ・ H30年度 26市町村 83箇所

新政策「学びのセーフティネット事業」

定時制・通信制高校に「学び直し講座」を新設(案)

目 的

- 県内各地に義務教育未修了者や、不登校や引きこもりなどによりほとんど小学校や中学校に通えなかった人（以下、形式卒業者という。）がいるにも関わらず、学習の機会が十分確保されていない。また、日本語指導の必要な児童生徒の保護者や日本語支援の必要な就労者が増加してきているが、学習機会の体制整備が追いついていないという現状があるため、年齢、国籍、環境に関係なく、学べる機会を提供する。

対 象

- 義務教育未修了者（1,341人 H22 国勢調査）、形式卒業者（年間約 40人）
- 中途退学者（年間約 400人）
- 日本語支援が必要な人（対象者約 1,000人 H30）

内 容

定時制・通信制高校に「学び直し講座」を新設

- 「よみかき・生活」「日本語・生活」
 - ・義務教育未修了者、形式卒業者、日本語支援の必要な人に対し、生活していく上で必要な「よみかき・生活」「日本語・生活」の講座を開設し、学びの保障を行うことで、学習者の生活力の向上を図る。
 - ※「生活」では、日常生活をおくる上で必要なことを体験学習等を通して学ぶ
- 「基礎国語」「基礎数学」「基礎英語」
 - ・義務教育未修了者、高校に在学していない形式卒業者や高校を中途退学した者等を対象に、国語、数学、英語の基礎的な講座を開設し、学びの場を提供することで、社会で生きていく力の向上を図る。

効 果

定時制・通信制高等学校に「学び直し講座」を設置することで、義務教育未修了者、形式卒業者、日本語支援の必要な人たちに対する教育の機会を確保することができる。また、その教育を通じ、学習者が社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるようになる。